

令和 7 年度 職業訓練指導員試験（資格試験） 受験案内

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき職業訓練指導員としての資格を得るために行うもので、合格者は別途申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（ ※ この試験は資格試験であって、静岡県職員の採用試験ではありません。 ）

受付期間：令和 7 年 10 月 3 日（金）～11 月 7 日（金）[消印有効]

※ 郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。

試験日：令和 7 年 12 月 6 日（土）

合格発表：令和 8 年 1 月 7 日（水） 午前 10 時

参考

- ・ 免許取得者は、その職種について技能検定（1 級・2 級・3 級・単一等級）を受検する際の学科試験の全部が免除になります。
- ・ 免許取得者は、免許取得後その職種について 1 年の実務経験で、1 級技能検定の受験資格が得られます。
- ・ 労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合に、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- ・ 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による 2 級又は 3 級の技能検定を受けるとき、学科試験（保安基準、その他の自動車整備に関する法規の科目を除く）及び実技試験の全部が免除されます。

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる全職種＜別表 1 参照＞

2 試験日時・試験会場

令和 7 年 12 月 6 日（土）午前 10 時 10 分から（説明は 10 時から開始）

静岡県庁別館 20 階第一会議室

※ 台風・災害などにより、試験実施が困難と判断される場合は、試験前日の午後 5 時までに県職業能力開発課のホームページでお知らせします。

（<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/index.html>）

3 試験科目

区 分	学 科 試 験 の 科 目
学科試験 (指導方法)	職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規

4 受験資格及び免除の範囲

実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。受験資格及び試験の免除については別表 2、3、4 のとおりです。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

（1）拘禁刑以上の刑又は旧刑法の禁錮以上の刑に処せられた者

（2）職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から 2 年を経過しない方

5 受験手続

（1）受付期間 令和 7 年 10 月 3 日（金）～11 月 7 日（金） 午前 9 時～午後 5 時（土日祝日除く）
郵送の場合は、簡易書留としてください（11 月 7 日消印有効）。

（2）提出先 静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

※ 郵送による場合は簡易書留とし、「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と封筒の表に朱書きしてください。

（3）提出書類

①受験申請書 受験申請書と裏面の履歴書に必要事項を記入してください。

②写真（1 枚） 6 ヶ月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦 4 cm×横 3 cm のものを申請書に貼付してください（裏面には氏名・生年月日を記載すること）。

③受験票用はがき（別紙「受験票用はがき作成要領」参照）

④受験資格及び免除資格を証する書類

提出書類 受験者区分	卒業・修了 証 明 書	履修証明書	一部合格証書 （ 写 し ）	検定合格証書 （ 写 し ）	免 許 証 等 （ 写 し ）	実 務 経 験 証 明 書
実 務 経 験 者						○
職業能力開発施設 修 了 者	○					○
大学・短期大学・ 高校・各種学校 卒 業 者	○	○				○
職業訓練指導員試験 一 部 合 格 者			○			
技能検定合格者				○		
他の資格の所持者					○	

⑤受験手数料 3,100円

手数料相当額の静岡県収入証紙を申請書に消印等をしないで貼付してください。

収入証紙は県内の市役所、町役場、交通安全協会支部等で販売しています。

※ 試験科目（指導方法を含む）が全て免除の場合は、受験手数料は不要です。

※ 申請書受付後は、受験手数料は返還しません。

（４）受験票の交付

受験申請書を確認後、受験資格を有する方に後日受験票を郵送します。

受験票は、試験当日に必ず持参してください。

12月1日（月）までに受験票が到着しない場合は、お問い合わせください。

5 合格者の発表

時 期	令和8年1月7日（水）午前10時
方 法	合格者の受験番号を静岡県庁本館掲示板に掲示するとともに、県公式HPで発表します。 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/1047682/1071832/1077201.html なお、可否を問わず受験者全員に試験結果通知書を郵送します。

6 試験結果の開示

試験結果の開示を希望する場合は、受験票又は試験結果通知書及び受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、開示場所へお越しください。

開示請求できる人	開示期間	開示内容	開示場所
受験者本人 （代理人は不可）	令和8年2月6日（金）まで 午前9時から午後5時まで （土日祝日を除く。）	受験者本人の得点 及び解答用紙	職業能力開発課 （県庁東館7階）

※ 電話、メール等の来庁によらない開示請求には一切応じられません、御了承ください。

7 その他

（１）複数職種の免許に係る受験の場合は、職種ごとに受験申請書・履歴書を作成し、1つの封筒にまとめて提出してください。この場合、受験手数料の収入証紙は、1職種分の額を1枚の申請書の上に貼り付けてください。また、受験票用はがきについては、職種欄に受験する全ての職種を記入し、官製はがき又は85円切手をはがきの裏面に貼り付けてください。

（２）受験申請書は、静岡県のHPからダウンロードできます。

（３）試験科目（指導方法を含む）が全て免除の場合は、通年で受付が可能です。また、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の交付申請を行うことができます。免許の交付申請方法は、静岡県公式ホームページで御確認ください。

（４）試験についての問合せ先

静岡県経済産業部就業支援局 職業能力開発課 技能振興班

電 話 ： (054) 221-2954

E-mail ： syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県ホームページ（職業訓練指導員試験）アドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1003256/1003258/1026684.html>

<別表 1> 職業訓練指導員免許職種一覧

(123 職種)

園芸科	内燃機関科	建築科	木材工芸科
造園科	建設機械科	枠組壁建築科	竹工芸科
森林環境保全科	農業機械科	とび科	漆器科
鉄鋼科	縫製機械科	建設科	貴金属・宝石科
鑄造科	織布科	プレハブ建築科	印章彫刻科
鍛造科	織機調整科	屋根科	塗装科
熱処理科	染色科	スレート科	広告美術科
塑性加工科	ニット科	建築板金科	デザイン科
溶接科	洋裁科	防水科	義肢装具科
構造物鉄工科	洋服科	サッシ・ガラス施工科	電気通信科
金属表面処理科	縫製科	畳科	電話交換科
機械科	和裁科	インテリア科	事務科
電子科	寝具科	床仕上げ科	貿易事務科
電気科	帆布製品科	表具科	流通ビジネス科
コンピュータ制御科	木型科	左官・タイル科	写真科
発電電科	木工科	築炉科	介護サービス科
送配電科	工業包装科	ブロック建築科	理容科
電気工事科	紙器科	熱絶縁科	美容科
自動車製造科	製版・印刷科	冷凍空調機器科	ホテル・旅館・レストラン科
自動車整備科	製本科	配管科	観光ビジネス科
自動車車体整備科	プラスチック製品科	住宅設備機器科	日本料理科
航空機製造科	レザー加工科	さく井科	中国料理科
航空機整備科	ガラス科	土木科	西洋料理科
鉄道車両科	ほうろう製品科	測量科	臨床検査科
造船科	陶磁器科	建築物設備管理科	フラワー装飾科
時計科	石材科	ボイラー科	メカトロニクス科
光学ガラス科	麺科	クレーン科	情報処理科
光学機器科	パン・菓子科	建設機械運転科	フォークリフト科
計測機器科	食肉科	港湾荷役科	建築物衛生管理科
理化学機器科	水産物加工科	化学分析科	福祉工学科
製材機械科	発酵科	公害検査科	

<別表 2> 受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格			受検に必要な 実務経験 年数	免除の範囲			
				実技 試験	学 科		指導 方法
					関連学科		
				系基礎	専 攻		
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者		1				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者		1				
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者		1				
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者		1				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者（職業能力開発総合大学校の長が認める者）		1	合格と認められる科目について免除			
	実務経験者訓練技能習得コースの指導員養成訓練修了者（職業能力開発総合大学校の長が認める者） ※ 1		—	合格と認められる科目について免除			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者		0		●	●	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者		1		●	●	
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者		2				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者		3				
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700 時間以上）修了者		3					
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		1		●	●	
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		2				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		2		●	●	
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		3				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業生		5				
	厚生労働大臣 指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年制	3			
			3 年制	2			
			2 年制	4			
		3 年制	3				
	実務経験のみの者		8				
免許職種に関し技能検定 1 級又は単一等級合格者（別表 4 参照）		0	●	●	●		
免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者		0	●				
免許職種に関し技能検定 2 級合格者		0	●				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	●				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者		—			●		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者		—		●			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者		—			●		
職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ） ※ 1		—		●			
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許を受けた者 ※ 1		—		●	●		
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許を受けた者 ※ 1		—			●		
別表 3 に掲げる他の法令により試験の免除を受けることができる者			別表 3 参照				

- 印は免除される範囲を示します。
 - 受験に必要な実務経験は、受検する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となります。
 - 技能検定職種の「電子回路接続」、「バルコニー施工」は試験免除の対象にはなりません。
- ※ 1 別途、受検する免許職種について受験資格を有する必要があります。

＜別表３＞ 他の法令による受験資格及び免除の範囲

(注) ●印は免除される範囲

免許職種 (関係する法令)	受験資格	試験免除資格	免除の範囲			
			実技	学科試験		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
溶接科 (労働安全衛生規則) (ボイラー及び圧力容器安全規則)	ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習修了証 特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許	●	●	●	
建設機械科 (建設業法施行令)	建設機械施工の技術検定合格証明書	建設機械施工の１級の技術検定合格証明書		●	●	
冷凍空調機器科 (高圧ガス保安法)	第１種冷凍機械責任者免状 第２種冷凍機械責任者免状 第３種冷凍機械責任者免状	第１種冷凍機械責任者免状		●	●	
発電電科 (電気事業法施行規則)	第１種ボイラー・タービン主任技術者免状 第２種ボイラー・タービン主任技術者免状	第１種ボイラー・タービン主任技術者免状		●	●	
電気科 (電気事業法施行規則) (航空機製造事業法施行規則) ※ (エネルギー使用の合理化に関する法律)	第１種電気主任技術者免状 第２種電気主任技術者免状 第３種電気主任技術者免状 電気機器国家試験合格証 エネルギー管理士免状	左記に同じ		●	●	
送配電科 (電気事業法施行規則)	第１種電気主任技術者免状 第２種電気主任技術者免状 第３種電気主任技術者免状	左記に同じ		●	●	
電気工事科 (電気事業法施行規則) (エネルギー使用の合理化に関する法律) (建設業法施行令) (電気工事士法)	第１種電気主任技術者免状 第２種電気主任技術者免状 第３種電気主任技術者免状 エネルギー管理士免状 電気工事施工管理の技術検定合格証明書 第一種電気工事士免状	第１種電気主任技術者免状 第２種電気主任技術者免状 第３種電気主任技術者免状 エネルギー管理士免状		●	●	
		第一種電気工事士免状	うち電気 工事のみ			
電子科 (電波法) (航空機製造事業法施行規則) ※	第１級陸上無線技術士免許 第２級陸上無線技術士免許 第１級アマチュア無線技士免許 第２級アマチュア無線技士免許 電子機器国家試験合格証	第１級陸上無線技術士免許	●	●	●	
		電子機器国家試験合格証		●	●	
自動車整備科 (自動車整備士技能検定規則) ※	１級大型自動車整備士技能検定合格証 １級小型自動車整備士技能検定合格証 １級２輪自動車整備士技能検定合格証 ２級ガソリン自動車整備士技能検定合格証 ２級ジーゼル自動車整備士技能検定合格証 ２級２輪自動車整備士技能検定合格証 １級４輪自動車整備士技能検定合格証 ２級３輪自動車整備士技能検定合格証 一級自動車整備士（総合）合格証書 二級自動車整備士（総合）合格証書 一級自動車整備士（二輪）合格証書 二級自動車整備士（二輪）合格証書	左記に同じ	●	●	●	
自動車車体整備科 (自動車整備士技能検定規則) ※	１級大型自動車整備士技能検定合格証 １級小型自動車整備士技能検定合格証 ２級ガソリン自動車整備士技能検定合格証 ２級ジーゼル自動車整備士技能検定合格証 自動車車体整備士技能検定合格証 １級４輪自動車整備士技能検定合格証 ２級３輪自動車整備士技能検定合格証 一級自動車整備士（総合）合格証書 二級自動車整備士（総合）合格証書 自動車車体・電子制御装置整備士合格証書	１級大型自動車整備士技能検定合格証 １級小型自動車整備士技能検定合格証 ２級ガソリン自動車整備士技能検定合格証 ２級ジーゼル自動車整備士技能検定合格証 １級４輪自動車整備士技能検定合格証 ２級３輪自動車整備士技能検定合格証	うち自 動車整 備のみ (内燃機 関を除 く)	●	● (うち車 枠及び 車体整 備法を 除く)	
		自動車車体整備士技能検定合格証 一級自動車整備士（総合）合格証書 二級自動車整備士（総合）合格証書 自動車車体・電子制御装置整備士合格証書	●	●	●	
航空機製造科 (航空機製造事業法施行規則)	航空機国家試験合格証	左記に同じ		●	●	
航空機整備科 (航空機製造事業法施行規則) (航空法)	航空機国家試験合格証 １等航空整備士航空従事者技能証明書 ２等航空整備士航空従事者技能証明書 航空工場整備士航空従事者技能証明書	航空機国家試験合格証		●	●	
		１等航空整備士航空従事者技能証明書 ２等航空整備士航空従事者技能証明書 航空工場整備士航空従事者技能証明書	●	●	●	

＜別表３＞ 他の法令による受験資格及び免除の範囲 つづき

(注) ●印は免除される範囲

免許職種 (関係する法令)	受験資格	試験免除資格	免除の範囲			
			実技	学科試験		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
建築科、枠組壁建築科、防水科、 ブロック建築科、プレハブ建築科 (建築士法)	1級建築士免許 2級建築士免許	1級建築士免許		●	●	
熱絶縁科 (エネルギー使用の合理化に関する法律)	エネルギー管理士免状	エネルギー管理士免状		●	●	
測量科 (測量法)	測量士の試験合格証書 測量士補の試験合格証書	測量士の試験合格証書	●	●	●	
ボイラー科 (ボイラー及び圧力容器安全規則) (電気事業法施行規則) (エネルギー使用の合理化に関する法律)	特級ボイラー技士免許 1級ボイラー技士免許 ボイラー・タービン主任技術者免状 エネルギー管理士免状	特級ボイラー技士免許 ボイラー・タービン主任技術者免状	●	●	●	
		エネルギー管理士免状		●	●	
電気通信科 (電波法)	第1級総合無線通信士免許 第2級総合無線通信士免許 第3級総合無線通信士免許 航空無線通信士免許	第1級総合無線通信士免許	●	●	●	
臨床検査科 (医師法) (歯科医師法) (獣医師法) (臨床検査技師などに関する法律)	医師国家試験合格証書 歯科医師国家試験合格証書 獣医師国家試験合格証書 臨床検査技師免許	医師国家試験合格証書 歯科医師国家試験合格証書 獣医師国家試験合格証書	●	●	●	
		臨床検査技師免許		●	●	
事務科 (公認会計士法) ※ (税理士法) (商工会議所法)	公認会計士試験の短答式による試験合格証書 公認会計士試験の論文式による試験合格証書 公認会計士試験の第2次試験合格証書 公認会計士試験の第3次試験合格証書 税理士試験合格証書 簿記に関する1級の技能の検定合格証明書	公認会計士試験の短答式による試験合格証書 公認会計士試験の論文式による試験合格証書 公認会計士試験の第2次試験合格証書 公認会計士試験の第3次試験合格証書 税理士試験合格証書	●	●	●	
		簿記に関する1級の技能の検定合格証明書	うち簿記のみ		うち簿記のみ	
和裁科 (商工会議所法)	和裁に関する1級の技能の検定合格証書 和裁に関する2級の技能の検定合格証書	左記に同じ	●			
情報処理科 (情報処理の促進に関する法律施行規則) (情報処理技術者試験規則) ※	システムアーキテクト試験合格証書 ネットワークスペシャリスト試験合格証書 システム監査技術者試験合格証書 応用情報技術者試験合格証書 アプリケーションエンジニア試験合格証書 テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験合格証書 ソフトウェア開発技術者試験合格証書 第1種情報処理技術者試験合格証書 情報処理システム監査技術者試験合格証書 特種情報処理技術者試験合格証書 オンライン情報処理技術者試験合格証書	システムアーキテクト試験合格証書 システム監査技術者試験合格証書 アプリケーションエンジニア試験合格証書 情報処理システム監査技術者試験合格証書 特種情報処理技術者試験合格証書		●	●	
建築物衛生管理科 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律)	建築物環境衛生管理技術者免状	左記に同じ		●	●	
介護サービス科 (児童福祉法) (保健師助産師看護師法) (教育職員免許法) (理学療法士及び作業療法士法) (社会福祉士及び介護福祉士法) (精神保健福祉士法) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育士登録証(*) (**) 保健師免許、助産師免許、看護師免許 准看護師免許(*) 養護教諭免許状(*) (**) 理学療法士免許(**)、作業療法士免許(**) 社会福祉士登録証(**)、介護福祉士登録証 精神福祉士登録証(**) 保育教諭資格(*) (**)	左記を有する者又は、左記を有する者で(*)及び(**)に該当する者 (*)：介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する (**)：社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当する	●	●	●	
港湾荷役科 (労働安全衛生法) (労働安全衛生規則) (クレーン等安全規則) (道路交通法)	船内荷役作業主任者技能講習修了証(*) 揚貨装置運転士免許(**) クレーン・デリック運転士免許(**) 移動式クレーン運転免許(**)	(*)を有し、大型特殊自動車免許並びに車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証を有する者	●	●	●	
		(**)を有し、玉掛け技能講習修了証を有する者	●			

※改正前の関係法令等で一部該当するものがあります。詳細は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3で御確認ください。

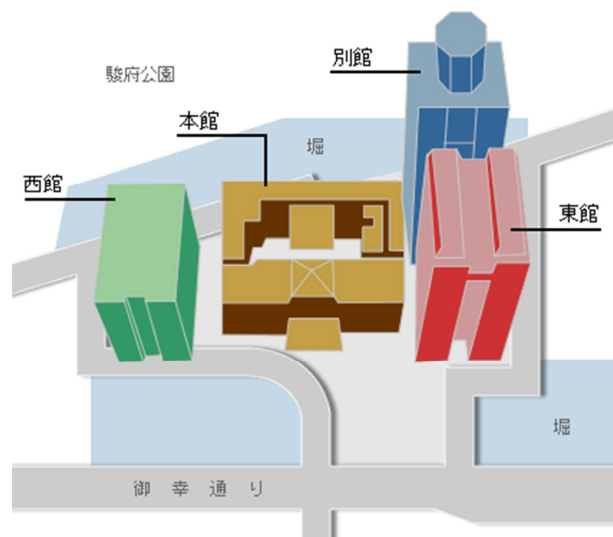
＜別表４＞職業訓練指導員免許と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理	プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
園芸科	園芸装飾	陶磁器科	陶磁器製造
造園科	造園	石材科	石材施工
森林環境保全科	造園	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
さく井科	さく井、ウェルポイント施工	麺科	製麺
鉄鋼科	金属溶解	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
鋳造科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、ダイカスト	水産物加工科	水産練り製品製造
鍛造科	鍛造	発酵科	みそ製造、酒造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、サッシ施工
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金、建築板金、鉄工	屋根科	かわらぶき
建築板金科	建築板金	とび科	とび
造船科	鉄工	左官・タイル科	左官、タイル張り
構造物鉄工科	鉄工	築炉科	築炉
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理	畳科	畳製作
製材機械科	切削工具研削	配管科	配管
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	住宅設備機器科	配管
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
メカトロニクス科	電気機器組立て	防水科	防水施工
時計科	時計修理	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
光学ガラス科	光学機器製造	床仕上げ科	内装仕上げ施工
光学機器科	光学機器製造	熱絶縁科	熱絶縁施工
自動車製造科	内燃機関組立て	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
内燃機関科	内燃機関組立て	土木科	ウェルポイント施工
縫製機械科	縫製機械整備	化学分析科	化学分析
建設機械科	建設機械整備	公害検査科	化学分析
農業機械科	農業機械整備	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	印章彫刻科	印章彫刻
染色科	染色	表具科	表装
ニット科	ニット製品製造	塗装科	塗装、塗装調色
洋裁科	婦人子供服製造	広告美術科	広告美術仕上げ
洋服科	紳士服製造	義肢装具科	義肢・装具製作
和裁科	和裁	工業包装科	工業包装
寝具科	寝具製作	写真科	写真
帆布製品科	帆布製品製造	日本料理科	調理
縫製科	布はく縫製	中国料理科	調理
木工科	機械木工、家具製作、建具製作	西洋料理科	調理
紙器科	紙器・段ボール箱製造	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
製版・印刷科	プリプレス、印刷	フラワー装飾科	フラワー装飾
製本科	製本		

〔試験会場〕

静岡県庁別館 20 階第一会議室

静岡市葵区追手町 9－6 TEL 054－221－2954



(アクセス)

J R 静岡駅北口から駿府城公園方面へ徒歩約 15 分

※当日、試験会場の駐車場は利用できません。公共交通機関を御利用ください。

※試験当日（12月6日）は、県庁本館前が静岡県市町対抗駅伝競走大会のスタート地点となっており、道路の混雑が予想されます。また、県庁周辺の駐車場を利用できない場合も想定されますので、公共交通機関を御利用のうえ、時間に余裕をもってお越しください。